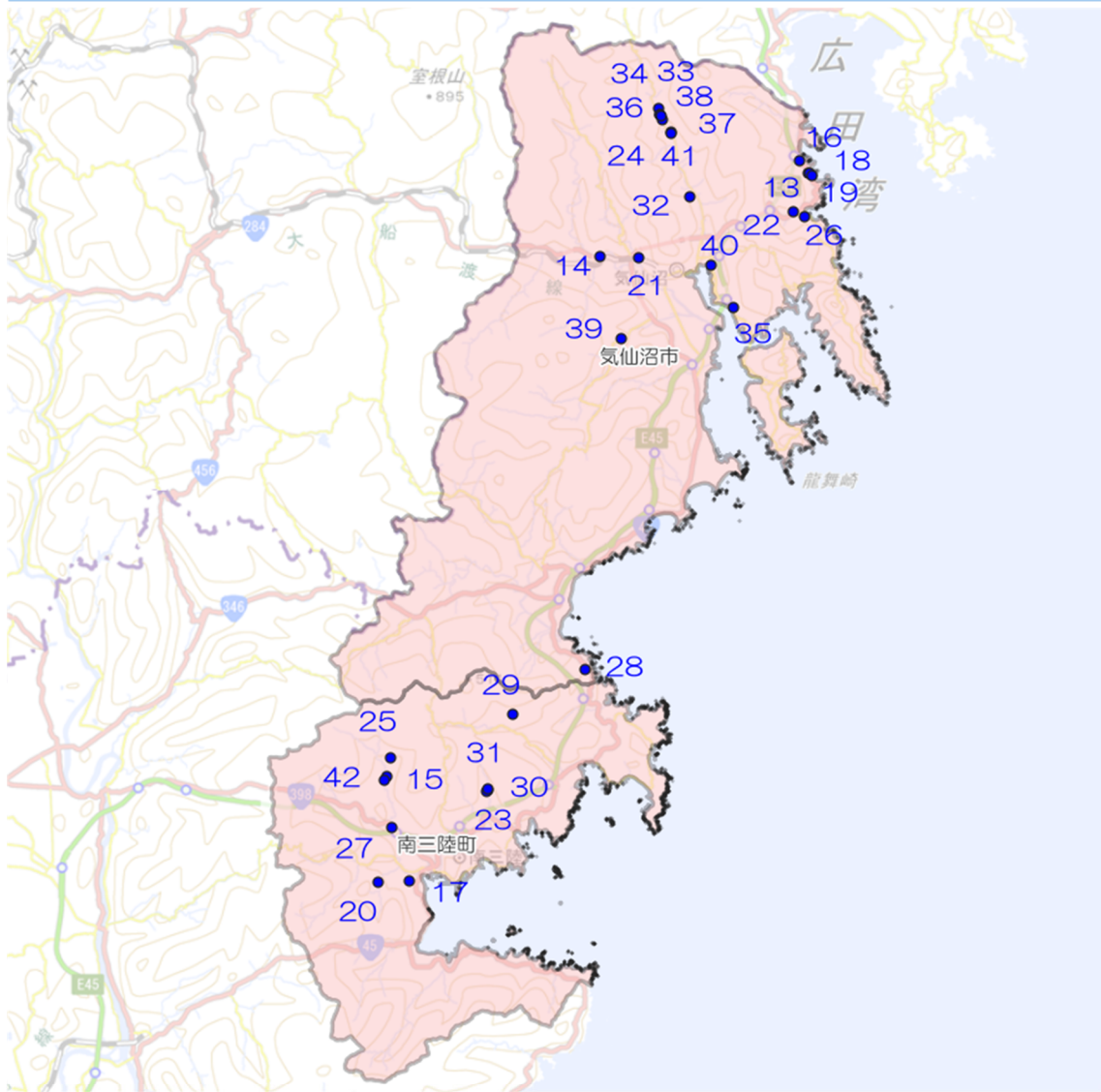


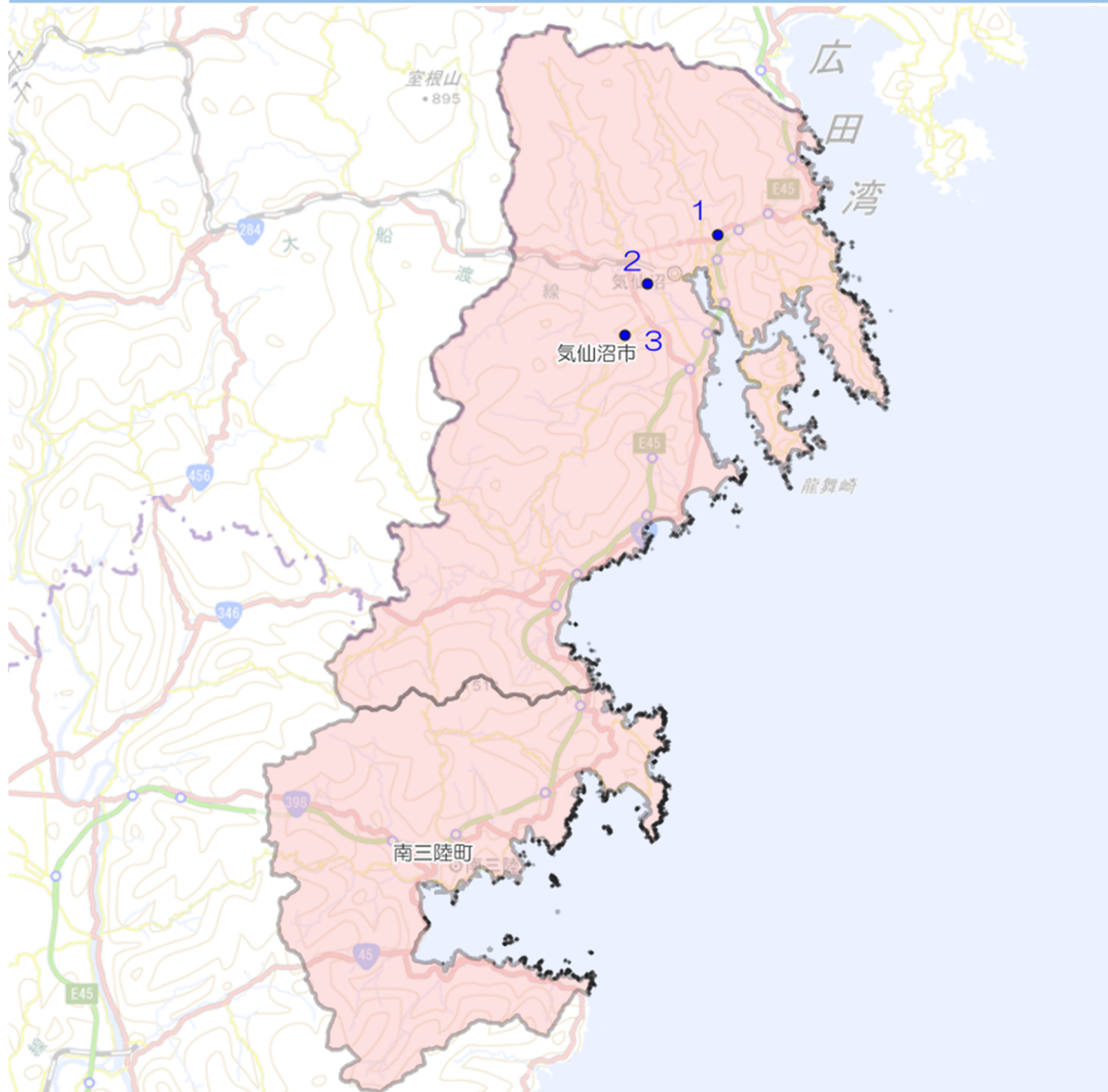
気仙沼土木事務所管内 事業箇所 位置図 (2/4)

1-2. 土石流対策 (令和13年度～)



気仙沼土木事務所管内 事業箇所 位置図 (3/4)

2-1. 崖崩れ対策 (～令和12年度)



気仙沼土木事務所管内 事業箇所 位置図 (4/4)

2-2. 崖崩れ対策 (令和13年度～)



気仙沼土木事務所管内 事業箇所一覧

1. 土石流対策

番号	溪流名	溪流番号	市町村名	R3～R6実 施	R7～R12 実施	R13以降 実施
1	童子下沢	8-21-025	南三陸町	○	○	
2	八日町沢	8-11-122	気仙沼市	○	○	
3	荒沢	8-21-065	南三陸町	○	○	
5	刈米北の沢	8-11-005-1	気仙沼市	○	○	
6	尾持沢	8-23-054	気仙沼市	○	○	
7	街道方沢	8-21-064	南三陸町	○	○	
8	林際沢	8-21-028	南三陸町	○	○	
9	大畑沢	8-24-014-1	気仙沼市	○	○	
10	大畑沢	8-24-014-2	気仙沼市	○	○	
11	東八幡前沢	8-11-045	気仙沼市	○	○	
12	刈米北の沢	8-11-005-2	気仙沼市	○	○	
13	岩井沢 2	8-24-020	気仙沼市			○
14	切通沢	8-11-092	気仙沼市			○
15	天神沢 3	8-21-033	南三陸町			○
16	館沢 3	8-24-017	気仙沼市			○
17	大久保北の沢	8-21-088	南三陸町			○
18	載鈎沢	8-24-021	気仙沼市			○
19	載鈎沢 2	8-24-022	気仙沼市			○
20	上保呂毛沢	8-21-043	南三陸町			○
21	古町沢	8-11-111	気仙沼市			○
22	境沢	8-24-010	気仙沼市			○
23	大上坊沢2-1	8-21-004-1	南三陸町			○
24	上東側根南沢	8-11-026	気仙沼市			○
25	山谷沢	8-21-029	南三陸町			○
26	万田沢	8-24-007	気仙沼市			○
27	小森北沢	8-21-021	南三陸町			○
28	歌生沢	8-23-092	気仙沼市			○
29	樋の口沢	8-25-017	南三陸町			○
30	大上坊沢2-2	8-21-004-2	南三陸町			○
31	大上坊沢3	8-21-006	南三陸町			○
32	西の入沢 2	8-11-014	気仙沼市			○
33	上東側根沢 2 - 1	8-11-027-1	気仙沼市			○
34	上東側根沢 2 - 2	8-11-027-2	気仙沼市			○
35	小々汐沢 3	8-11-131	気仙沼市			○
36	上東側根沢 4	8-11-029	気仙沼市			○
37	野出の木沢	8-11-031	気仙沼市			○

38	上東側根沢3	8-11-028	気仙沼市			○
39	赤岩大滝沢	8-11-054	気仙沼市			○
40	浪板沢	8-11-051	気仙沼市			○
41	野出の木沢4	8-11-032	気仙沼市			○
42	押館北沢	8-21-027	南三陸町			○

2. 崖崩れ対策

番号	箇所名	箇所番号	市町村名	R3～R6実 施	R7～R12 実施	R13以降 実施
1	東八幡前の2	III-自-0537	気仙沼市		○	
2	館山一丁目の2	-	気仙沼市		○	
3	田中の2	III-自-0513	気仙沼市		○	

第6章 参考資料

6.1 事業箇所選定の考え方

県内の土砂災害警戒区域等は、令和5年度末時点で8,465区域にのぼり、限られた予算・人員の中で、その全てに施設を整備することは現実的ではない。そのため、事業効果が最大限発揮される箇所への選択的・集中的な施設整備が必要であり、各区域が持つ特性を評価し、事業箇所の選定を行う。

選定にあたっては、保全対象の種類・数（保全ポテンシャル）と各々の区域における土砂災害が発生する可能性の高さ（発生ポテンシャル）に基づく総合評価とし、それぞれの事業の想定投資額に応じ、事業化箇所を選定する。

表 6.1 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業における重み付け

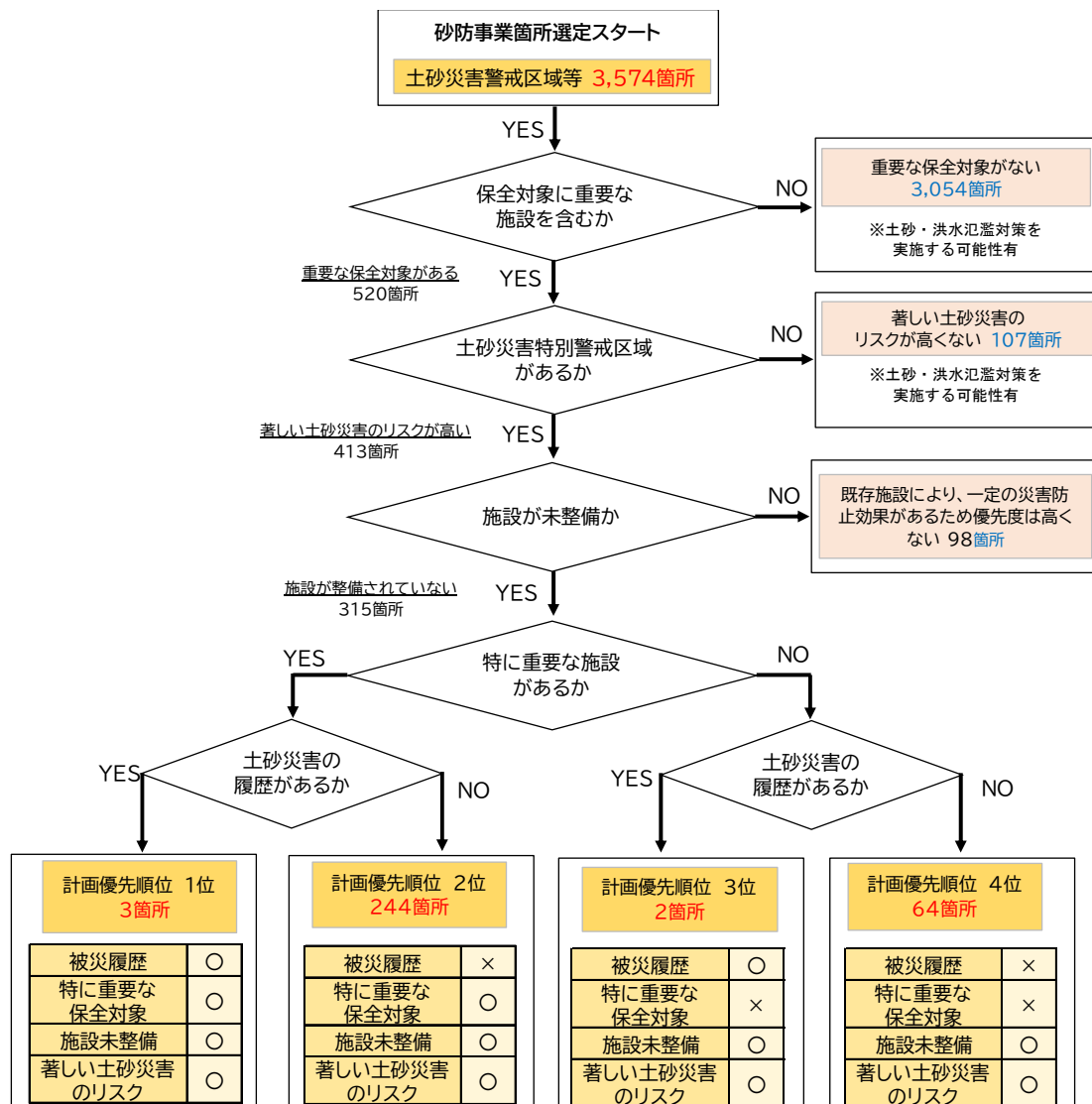
種別	項目	重み
保全ポテンシャル	避難所・避難場所・市町村役場	15 %
	要配慮者利用施設	15 %
	重要施設（緊急輸送道路、国県道市町村道）	15 %
	人家戸数	15 %
発生ポテンシャル	土砂災害発生履歴	40 %

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業それぞれについて、箇所選定に至る流れを以下に示す。

なお、地すべり対策については、地すべり現象の事前把握が難しく、地すべり現象が確認される都度、災害関連緊急地すべり対策事業等を活用して対策を実施することから、事前の事業箇所選定は行わない。

6.2 砂防事業の事業実施予定箇所

土砂災害警戒区域（土石流）3,574区域について、保全対象の有無や土砂災害が発生する可能性の高さなどにより（図-6.2）のとおり7つのグループに分類した。優先度上位の3グループの計249渓流を対象に、保全ポテンシャル（避難所・避難場所、要配慮者利用施設、緊急輸送道路・鉄道、国県市町村道、人家等）と発生ポテンシャル（過去の土砂災害発生履歴）から総合評価し優先順位を決定した。



特に優先順位の高い計249箇所を「みやぎ砂防アクションプラン」へ位置づけ

施設の種類	特に重要な保全対象	重要な保全対象
要配慮者利用施設 (24h滞在型)	○	○
要配慮者利用施設 (24h滞在型以外)		○
緊急輸送道路	○	○
緊急輸送道路以外の道路		○
避難所・避難場所	○	○
鉄道	○	○
人家10戸以上	○	○
人家5戸以上		○

図 6.2 土石流対策（砂防堰堤等の整備）における事業化検討フロー

6.3 がけ崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）の事業実施予定箇所

砂防事業と同様、土砂災害警戒区域（急傾斜地）4,734箇所について、保全対象の有無や土砂災害が発生する可能性の高さなどにより（図-6.3）とおおりの8つのグループに分類した。優先度上位の3グループの計91区域を対象に、保全ポテンシャル（避難所・避難場所、要配慮者利用施設、緊急輸送道路・鉄道、国県市町村道、人家等）と発生ポテンシャル（過去の土砂災害発生履歴）から総合評価し、区域の施設整備に係る優先順位を整理した。

なお、急傾斜地崩壊対策事業については、地元負担金を伴うという事業の特性上、事業の実施には地元合意が不可欠であることに留意する必要がある。

今回は計画策定にあたり、まずは県の整備方針を示した上で、市町村へ意見照会を行い、その後意見照会結果を踏まえ、事業実施時期等のすり合わせをすることにより、事業実施計画を確定している。

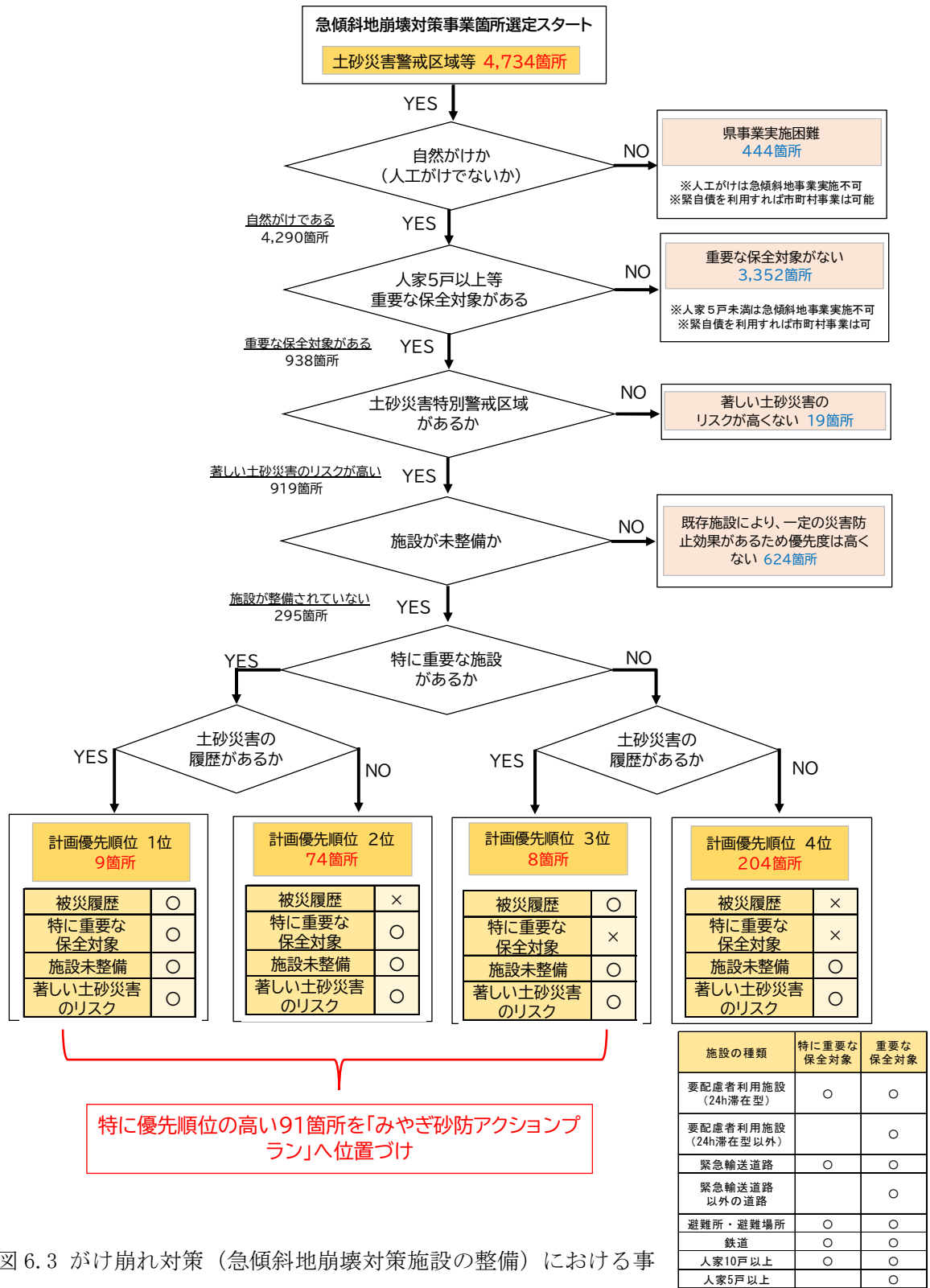


図 6.3 がけ崩れ対策（急傾斜地崩壊対策施設の整備）における事業化検討フロー

みやぎ砂防アクションプラン(2024)

令和6年3月 策定

策定 宮城県土木部防災砂防課 砂防・傾斜地保全班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目 8-1 8F

TEL :022-211-3232

FAX :022-211-3193

E-mail : bousa-sa@pref.miyagi.lg.jp